

令和2年5月26日

長岡京市長 中小路 健吾 様

長岡京市情報公開・個人情報保護運営審議会  
会 長 本 多 滝 夫

諮 問 事 項 に 関 す る 答 申

令和2年5月19日付け2長対広第15号で本審議会に対して諮問のありました下記の事項について、別紙のとおり答申します。

記

- 1 長岡京市個人情報保護条例第9条第1項第5号の規定に基づく個人情報の目的外利用
  - ・環境基本計画改定に係る市民アンケート調査業務に伴う個人情報の目的外利用について
- 2 長岡京市個人情報保護条例第9条第1項第5号の規定に基づく個人情報の外部提供
  - ・長岡京市第2期教育振興基本計画策定に向けた校區別児童生徒数推計作成のための個人情報の外部提供について
- 3 長岡京市個人情報保護条例第9条第1項第5号の規定に基づく個人情報の目的外利用及び外部提供並びに長岡京市個人情報保護条例第8条第2項第5号の規定に基づく本人以外からの個人情報の収集
  - ・特別定額給付金事業に係る虐待により施設等に入所措置等が採られている障がい者及び高齢者に関する個人情報の目的外利用について
  - ・特別定額給付金に係る施設入所等児童等に関する個人情報の目的外利用及び外部提供並びに個人情報の収集について

以上

## 答 申 書

答 申 番 号	令 2 - 2	答 申 日	令和 2 年 5 月 2 6 日
審 議 件 名	長岡京市第 2 期教育振興基本計画策定に向けた校區別児童生徒数推計作成のための個人情報の外部提供について		
審 議 日	令和 2 年 5 月 1 9 日（書面審議）		
内 容			
<p>本件は、長岡京市第 2 期教育振興基本計画の策定に当たり、今後 1 0 年間の教育施策の方向性を検討することから、小学校区毎の 1 0 年間の児童生徒数の推計を行うため、住民基本台帳の個人情報を教育委員会に外部提供したく、長岡京市個人情報保護条例第 9 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、本審議会に諮問されたものである。</p> <p>本審議会は、事務局をして、所管課である教育総務課から以下のとおり確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・本件で抽出しようとする個人情報は、当該推計を行うために必要とするもので、無作為抽出された人口の 5 0 %（約 4 0, 5 0 0 人）から「校区」「性別」「生年月日」「住所（番地以外）」の項目について抽出するものである。</li><li>・なお、本件は、毎年 4 月に同様の外部提供をすることについても、諮問するものである。</li><li>・抽出作業は職員が行い、抽出した個人情報は所管課において適正に管理する。当該推計の作業は事業者へ委託するが、受託業者に渡す情報は、「小学校区毎の性別・年齢 1 歳階級別の人数」に限定し、個人が特定されない内容でデータ提供する。以上のように個人情報の保護を図るとともに、適正に情報管理がなされるよう、受託業者を監督しようとするものである。</li></ul> <p>本審議会は、当該推計のため個人情報を外部提供することについては、抽出した個人情報を事務処理中は適切に保管・管理し、処理終了後はその個人情報を削除又は廃棄すること、業務に当たり必要な保護措置を講ずることを受託業者に徹底することとの意見を付したうえで、今回の外部提供については問題ないとの結論に達した。</p> <p>なお、抽出項目又は受託業者に係る情報の項目若しくは提供方法の変更がない限り、毎年行うこととなる外部提供についても理由相当として認めるところ、外部提供したときは、その都度、本審議会に報告されたい。また、変更がある場合には、本審議会に改めて諮問されたい。</p>			